

田上町制限付一般競争入札公告

田上町告示第 15 号
令和 8 年 7 月 10 日

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

田上町長 佐 野 恒 雄

記

1 入札に付する工事

- (1) 工事番号 下水処 第 1 号
- (2) 工事名 田上終末処理場（電気設備）改築更新 工事
- (3) 工事場所 南蒲原郡田上町大字 田上 地内
- (4) 工事概要 電気設備工（機器製作・据付・既設機器撤去）
 - 引込受電盤 1 面
 - 主変圧器盤 1 面
 - 動力主幹・照明盤 1 面
 - 柱上気中開閉器式 1 台
- (5) 工事期間 令和 10 年 3 月 24 日まで
- (6) 予定価格 事後公表

2 入札に参加する者に必要な資格要件

- (1) 公告日現在において、令和 8・9 年度の田上町入札参加資格の認定を受けた者で自主的に結成された共同企業体とする。なお、共同企業体でこの入札に参加する者は、あらかじめ特定共同企業体入札参加資格審査申請書を町に提出し、田上町入札参加資格名簿の登載を受けること。
- (2) 田上町が行う特定共同企業体入札参加資格審査における電気工事に係る格付けが A 級であること。
- (3) 共同企業体の構成員数は 2 社もしくは 3 社とし、構成員の最小出資比率は 20% 以上とする。また、代表者及び構成員は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の電気工事にに関して建設業の許可を受け、公告日現在において、田上町・加茂市・三条市に本社・本店を有する者であること。なお、総額 4,000 万円以上を下請契約して工事を施工させる場合は、特定建設業の許可を有していること。
- (4) 共同企業体の代表者及び構成員は、本件工事の告示の日から本工事の入札日までの間において、新潟県知事又は田上町長から指名停止を受けていない者とする。

3 制限付一般競争入札参加申請書の配付方法

- (1) 配付期間 令和 8 年 7 月 10 日（金）から令和 8 年 7 月 24 日（金）まで
- (2) 配付方法 田上町役場総務課で配付及び田上町ホームページに掲載
なお、田上町役場総務課で直接受領する場合は、期間中の土・日曜日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

4 制限付一般競争入札参加申請書の提出方法

- (1) 受付期間 令和 8 年 7 月 10 日（金）から令和 8 年 7 月 24 日（金）まで
（土・日曜日・祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (2) 提出場所 田上町役場総務課
- (3) 提出方法 持参とする。
- (4) 提出書類 制限付一般競争入札参加申請書（特定共同企業体用）（様式第 2 号）
- (5) 提出部数 1 部

5 参加資格審査結果の通知

- (1) 結果の通知 審査の結果、制限付一般競争入札参加申請書を提出した者のうち、入札に参加する資格を有しない者がいる場合は、その者に対し令和8年7月29日(水)までに発送する制限付一般競争入札参加資格不適格通知書により通知する。本通知は特定共同企業体の代表者に発送するものとする。
- (2) 理由の請求 入札参加が認められなかった者は、書面(書式自由)により令和8年8月3日(月)まで(当日の消印有効)にその理由について説明を求めることができる。

6 設計図書(設計書、図面)

- (1) 設計図書について 設計図書は、入札に参加する者に対し閲覧又は電子データ(CD-R)での貸出を行う。なお、貸出を希望する者は事前に電話で予約の上来庁することとし、借受けた設計図書については、入札の時までに返却すること。ただし、設計図書の閲覧については、入札実施後、入札参加者以外に対しても別途期間を定めて公開を行う。
- (2) 閲覧及び貸出期間 令和8年7月30日(木)から令和8年8月7日(金)まで(土・日曜日・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 閲覧又は貸出場所 田上町役場総務課

7 設計図書に関する質問

- (1) 受付期間 令和8年7月30日(木)午前9時から令和8年8月17日(月)午後3時まで
- (2) 受付場所 田上町役場総務課
- (3) 受付方法 FAXのみ (FAX番号 0256-57-3112)
- (4) 回答方法 令和8年8月20日(木)に、特定共同企業体の代表者にFAXで回答する。

8 入札日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年8月27日(木)午前9時30分
- (2) 場 所 田上町役場 3階 大会議室

9 入札に関する事項

- (1) 入札方法 入札書は、代表者または代理人の持参とする。代理人の場合は、必ず委任状を持参すること。
- (2) 入札金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 最低制限価格 設定する。
- (4) 入札金額内訳書 入札の時に、本入札に係る入札金額内訳書の提出を求めます。
- (5) 入札回数 3回を限度とする。

10 入札保証金 田上町財務規則第157条第1項第2号に基づき、免除する。

11 契約保証金 請負金額の100分の10以上の金額を納付する。ただし、田上町財務規則第144条第4項に該当する場合は、免除する。

- 12 無効入札 入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 13 前金払 する。
- 14 中間前払 する。
- 15 部分払 する。
- 16 留意事項・その他
- (1) 提出された制限付一般競争入札参加申請書は、返還しない。
 - (2) 提出された制限付一般競争入札参加申請書は、本工事及び入札に関すること以外の目的で提出者に無断で使用しない。
 - (3) 前各項に定める事項のほか、田上町財務規則の定めるところによる。
 - (4) 問い合わせ先は次のとおりとする。
田上町役場総務課財政係 電話 0256-57-6222
(土・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)